

保高発0531第1号

平成23年5月31日

都道府県

後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請
及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について

東日本大震災（以下「大震災」という。）に係る平成23年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金（以下「補助金」という。）の交付申請にあたっては「平成23年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の国庫補助について」（平成23年5月31日付厚生労働省発保0531第2号。以下「交付要綱」という。）及び「平成23年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成23年5月31日付保発0531第12号）によるほか、下記により取扱うこととするので、交付申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれない。

また、後期高齢者医療の調整交付金による財政支援については、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「算定省令」という。）第6条の規定に基づき、下記の算定基準のとおり交付することとしたので、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に、この旨周知されたい。

記

1 補助金及び特別調整交付金の交付対象及び交付割合

補助金及び特別調整交付金の交付対象とする減免措置は、大震災が生じた日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に住所を有していたことにより被災した被保険者について、2に定める基準により広域連合が行った一部負担金等免除及び保険料の減免措置とする。当該補助金の交付額は、一部負担金等免除及び保険料減免した

額の 8 割の金額とし、残り 2 割に相当する額は、特別調整交付金にて財政支援する予定である。ただし、平成 24 年 3 月に係る保険料減免分については、10 割を特別調整交付金にて財政支援する予定である。

2 補助金及び特別調整交付金の交付基準

(1) 一部負担金等の免除について

一部負担金等の支払いの免除の要件については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成 23 年 5 月 2 日付保発 0502 号第 3 号厚生労働省保険局長通知）の第 2 IV 1 (1)において次の①から⑧までのとおり定めており、当該基準に基づき、免除措置の財政支援を行う。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- ② 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- ③ 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- ④ 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したもの
- ⑤ 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避をおこなっているもの
- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ⑧ その他上記の①から⑦までに準ずる者として広域連合が認めたもの

※ 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額についても同様の期間について対象とする。

※ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、平成 23 年 3 月 11 日から 8 月 31 日までの間の標準負担額について対象とする。また、入院時の食事療養又は生活療養に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費の額についても同様の措置を行う。

※ ①から⑤までについては、平成 23 年 3 月 11 日から、⑥及び⑦については、指示があった日から、それぞれ平成 24 年 2 月 29 日までの間に免除対象後期高齢者医療被保険者が受けた療養について適用する。ただし、③に該当する者については、平成 24 年 2 月 29 日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について、⑥又は⑦に該当する者であって平成 24 年 2 月 29 日までの間において当該指示が解除されたものについては、別途定める日までの間に受けた療養について適用する。

※ ⑥及び⑦の指示があった日は、以下のとおりである。

| | |
|--------------------------------|----------|
| 福島第 1 原子力発電所から半径 10km 圏内の地域 | 3 月 11 日 |
| 福島第 1 原子力発電所から半径 10～20km 圏内の地域 | 3 月 12 日 |
| 福島第 2 原子力発電所から半径 10km 圏内の地域 | 3 月 12 日 |
| 福島第 1 原子力発電所から半径 20～30km 圏内の地域 | 3 月 15 日 |
| ⑦の指示の対象地域 | 4 月 22 日 |

※ ⑥の指示が平成 23 年 4 月 22 日に解除された地域については、平成 23 年 6 月 30 日までの間に受けた療養について対象とする。

(2) 保険料の減免について

保険料減免の要件については、次の①から⑦までのいずれかに該当するに至った被保険者につき、平成 22 年度の保険料額であって平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月末日までの間に普通徴収の納期限が到来する額及び平成 23 年度の保険料額であって平成 24 年 3 月末日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額について、次の①から⑦までの基準による。

ただし、③又は⑤に該当するものについては、平成 24 年 3 月 31 日までの間において、その行方が明らかとなった日の属する月の前月までの間とし、⑥に該当するものについては、それぞれの指示があった日の属する月からとする。

なお、複数の基準に該当する被保険者については、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

① 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けたもの り災証明書に基づく次の区分による

| 損 害 程 度 | 減 免 割 合 |
|---------|---------|
|---------|---------|

| | |
|---------------|------|
| 全壊 | 全部 |
| 半壊（大規模半壊を含む。） | 2分の1 |

※ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するものについては、その減免割合を全部とする。

- ② 上記(1)②に該当するもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ③ 上記(1)③に該当するもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ④ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下であるもの（前年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。） 次の対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額

| 前年の総所得金額等 | 対象保険料額 | 減免割合 |
|------------------------|--|-------|
| 300万円以下であるとき | 被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額 | 全部 |
| 300万円を超え400万円以下であるとき | | 10分の8 |
| 400万円を超え550万円以下であるとき | | 10分の6 |
| 550万円を超え750万円以下であるとき | | 10分の4 |
| 750万円を超え1,000万円以下であるとき | | 10分の2 |

※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年の総所得金額等にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

- ⑤ 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であり、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のものであって、大震災による被害を受けたことにより、その行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの 当該被保険者の保険料額の全部

- ⑥ 上記(1)⑥⑦に該当するもの 被保険者の保険料額の全部
- ※ 平成 23 年 4 月 22 日に指示が解除された地域については、平成 23 年 6 月分までの保険料で、かつ平成 24 年 3 月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものを対象とする。
- ⑦ その他①から⑥までに準ずる者として広域連合が認めたもの それぞれ①から⑥までに掲げる基準に準ずる基準

3 補助金の交付について

(1) 交付申請の対象期間等について

補助金の「交付要綱」別紙様式 1 及び別紙様式 3 の「特例措置積算内訳」の作成にあたっては、申請時においてそれぞれ直近実績等を用いて、次の①から③に定める期間について必要額を見込むこと。なお、交付申請書の送付にあたっては、交付要綱に定める関係書類を添付すること。

- ①「交付要綱」第 3 の(1)に定める「一部負担金免除の特例措置」
- 第 1 回目交付申請分
平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 31 日までの療養分
- 第 2 回目交付申請（変更）分
平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの療養分
- 第 3 回目交付申請（変更）分
平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までの療養分
- ②「交付要綱」第 3 の(2)に定める「標準負担額免除の特例措置」
- 第 1 回目交付申請分
平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 31 日までの療養分
- 第 2 回目交付申請（変更）分
平成 23 年 3 月 11 日から同年 8 月 31 日までの療養分
- 第 3 回目交付申請分（変更）分
平成 23 年 3 月 11 日から同年 8 月 31 日までの療養分（変更分）
- ③「交付要綱」第 3 の(3)に定める「保険料減免の特例措置」
- 第 1 回目交付申請分
平成 23 年 3 月分から同年 7 月分までの保険料額
- 第 2 回目交付申請（変更）分
平成 23 年 3 月分から同年 12 月分までの保険料額
- 第 3 回目交付申請分（変更）分
平成 23 年 3 月分から平成 24 年 2 月分までの保険料額

(2) 交付申請書の送付期日

補助金の交付要綱第6の(2)の「別に定める日」とは、次のとおりとする。

- 第1回目交付 平成23年7月4日まで
- 第2回目交付 平成23年11月3日まで
- 第3回目交付 平成24年3月5日まで

(3) 交付決定のスケジュール

補助金の交付決定のスケジュールについては、次のとおり予定していること。

- 第1回目交付 平成23年8月予定
- 第2回目交付 平成23年12月予定
- 第3回目交付 平成24年3月予定

(4) 交付申請の留意点

(1)①から③の減免措置ごとの第2回目及び第3回目の交付については、それぞれ交付(変更)決定額から既交付額を控除することとしているが、第1回目の交付申請を行わなかった場合においても、第2回目以降に交付申請して差し支えないこと。

4 特別調整交付金の交付について

災害に伴う特別調整交付金の交付にあたっては、従来、各市町村につき1%以上の収入減が生じた場合のみを対象としていたが、今回は1%以上の収入減が生じていない場合も対象にすることとし、被災者の転入を受け入れた他の広域連合についても財政支援の対象とする。

なお、特別調整交付金の財政措置については、算定省令第6条第9号(その他特別な事情)として交付することとし、平成23年度特別調整交付金算定基準については、7月頃に通知する。